

シリーズ「監査とその周辺」第9回

# 『監査法人の情報発信』

## 会計監査の在り方に関する懇談会・提言を紐解きながら

明治学院大学名誉教授 わきた よしかず 脇田 良一

### 1. はじめに～提言の考え方～

これまで、監査関連事案が顕在化するたびに、会計監査の信頼性に対する信頼を回復し、公認会計士監査制度を堅持するため、制度の再構築面からの刷新・強化に多大のエネルギーが投入されてきた。

2004年4月、会計監査の信頼性に対する信頼の回復を目的として、金融庁傘下に公認会計士・監査審査会(CPAAOB)が創設された。創設後まもなく、公認会計士・

監査審査会は、日本公認会計士協会の品質管理レビューが会計監査の信頼性確保のために効果的に機能しているかを確かめるべく、協会に対し公認会計士監査検査官による立入検査を実施し(公認会計士法46条の12第1項)、必要な改善事項を提示した。

翌年には、内外から注目された監査の失敗事案により派生した、世論の会計監査の信頼性に対する信頼の「揺らぎ」に対応して、

平成17年10月25日

金融庁及び公認会計士・監査審査会

適正なディスクロージャーと厳正な会計監査の確保に向けた対応策について  
「4大監査法人に対する早急な検査等の措置」

昨今の会計監査を巡る情勢、国際的な監査事務所に対する監督監視の動向を踏まえ、公認会計士・監査審査会は4大監査法人に対して下記の通り早急な検査等の措置を講じることとし、会計監査に対する信頼確保に資するように努める。(以下略)

と、4大監査法人に対し順次、検査官による立入検査を実施し(公認会計士法49条の3第2項)、立入検査の結果をとりまとめ、4大監査法人すべてに行政処分その他の措置を講じるように金融庁長官に勧告した。「4大監査法人の監査の品質管理に関する検査結果の概要」では、以下のように改善点を指摘した。

① 略

② 具体的には、以下に関して不十分なものが認められる。

イ 略

ロ 各法人ともに、監査契約の新規締結・更新に係る事前承認を経ずに、また、契約締結前に監査業務に着手している事例が認められる。

ハ 監査業務の遂行について、監査計画の承認手続等が不十分な事例が認められる法人がある。重要性の基準値の運用について不十分な事例が複数の法人に認められる。各法人ともに、リスク・アプローチが不十分な事例が認められる。

実証手続等について、各法人ともに、不十分な事例が認められる。例えば、残高確認の未実施、会計上の見積り等に関する手続が不十分である事例が認められる。

ニ 監査調書について、各法人ともに、監査調書の文書化が不十分であり、監査調書の査閲が不十分な事例が多数認められる。以下略

ホ 略

ヘ 組織的監査について、各法人ともに、監査チーム段階で不十分なものが認められる。また、地方事務所について法人として統一された業務運営態勢に不十分な点がある、あるいは態勢が不十分であり、法人としての組織的監査が不十分と認められる。

③ また、個々の監査業務に関する品質管理においては、一般に公正妥当と認められる監査の基準への準拠に不十分なものが認められる。」

(出典：「公認会計士・監査審査会の活動状況(平成18

年9月 公認会計士・監査審査会) 18~19頁)

しかし、その後も、監査関連で残念な事案が絶えず、金融庁・企業会計審議会は会計監査の信頼性を高めるために「監査における不正リスク対応基準」を設定し、監査法人等の監査業務の厳格化を図った。

これまでは、会計監査の信頼性に対する信頼回復が、規制当局の直接関与を軸として図られてきた感が強い。これに対して、会計監査の信頼性に対する信頼を回復するために、専門性が過度に強調され過ぎてブラックボックスとなっていた監査業務の品質に関わる情報を、監査主体である監査法人に直接発信させ、財務諸表利用者の判断(判定)に委ねる。かくして監査の信頼性に対する財務諸表利用者の疑念や不信を払拭するという構図を、会計監査の在り方に関する懇談会・提言は描いたように、私は理解している。もちろん、私、個人としての理解であることをお断りしておく。

## 2. 誰のために、監査法人は監査をしているのか

ところで、公認会計士による財務諸表監査は、開示情報の信憑性・情報としての充分性の欠如という開示情報の信頼性ギャップに起因する、市場参加者の先入観を払拭し、市場取引を活性化するために導入された装置である。一般投資家は発行体の開示した虚偽情報により、資本市場における投資判断を誤り、損失を被るリスクを回避できる。一般投資家の利益が保護される。そこで、監査法人の監査報告書が添付された会計情報を利用できれば、確かに、投資家一般は、開示情報の信頼性ギャップによる「リスク負担」を免れることになる。その意味では、投資家一般は、投資行動におけるリスクを回避するという恩恵を、公認会計士による財務諸表監査により受ける。この面を強調して、市場における投資家一般の投資行動を保護する(投資家一般の利益を守る)ことが、公認会計士による財務諸表監査の目的であり、公認会計士による財務諸表監査の存立の基盤であると説明される。

しかし、ほんとうに、そうだろうか。本来、投資家一般は、投資候補として選別した発行体の開示情報の信頼性に関して信頼を持ってないと、情報リスクに伴う投資リスクの負担を嫌って、その投資行動が躊躇される。発行体にとっては不本意な企業評価がなされ、市場価格も適切に形成されない。投資候補として選別された発行体は市場から円滑に潤沢な資金調達ができなくなる。投資家一般の投資行動は、多様に展開されるが、発行体の側は、好条件の資金を大量に調達する場合は市場しかない。投資

家一般の開示情報の信頼性に対する信頼ギャップによる「リスク負担」回避意識を解消して、市場における投資行動に積極的に参加させる必要性は、まさに、発行体側にある。発行体側の開示情報の信頼性に対する信頼ギャップを埋めて、リスク負担の回避意識を解消するためには、信頼性に対する信頼を保証・担保する装置が必要で、その役割を担うのが監査法人による財務諸表監査である、と私は思う。発行体の資金調達への貢献があればこそ、発行体は高額な監査報酬を負担するのであろう。

そこで、発行体と監査法人の関係を見直してみたい。発行体が開示する財務諸表に関して抱く投資家一般の「開示情報の信憑性・情報としての充分性の欠如という開示情報の信頼性に対する信頼ギャップ」を解消するという点で、立場は異なっても、発行体も監査法人も適正表示の財務諸表を開示することに関して、共通して責任を負っているということである。平成3年改訂監査基準に「監査人は経営者確認書を入手しなければならない。」と新たに規定するに当たり、「財務諸表監査制度は、財務諸表の作成者とその監査人が協力して、真実かつ公正な財務諸表を利害関係者に供することを本来の目的としているものである。したがって、両者は、もともと対立関係にあるのではなく、財務諸表に関する責任を分担しながら、相互に協力し合う関係にあるといわなければならない。かかる協力関係を示し、もつて監査制度に対する社会的信頼性を一層高めていくために、経営者による確認書を入手しなければならないことを定めた。」と前文に記述されている。この前文を審議会幹事として起草した当時、私は発行体の公表財務諸表をめぐって、発行体と監査法人は、適正な財務諸表が開示されることに共同して責任を負っているものであり、財務諸表はかかる意味での二重責任により信頼性に対する信頼が担保されていると考えていた。

一見すると、確かに、財務諸表をめぐって、発行体と監査法人はあたかも対立関係にあるように見える。しかし、財務諸表の情報としての信頼性を確保し、一般投資家の情報不信により築かれた受信障壁を克服し、発行体の企業価値を正当に評価してもらおう、という意味では、発行体と監査法人の目指す達成目標は同じなのである。適正な財務諸表の開示という達成目標を同じくして、監査証明を委嘱した監査法人について、発行体は、被監査会社の立場から、以下のように、自社の財務諸表に関して監査証明を委嘱した状況、監査法人名、監査責任者名、補助者の資格別員数、監査報酬及び決定方針等を、自社のコーポレート・ガバナンス体制を発行体の責任としていかに整備・運用しているかの「努力状況の説明」の一環として、財務諸表利用者に対し開示している。

## 【記載事例】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

	指定有限責任社員 業務執行社員	補助者	継続年数等
株式会社×××××× BBB監査法人	× × × × × × × × × × × ×	公認会計士、その他職員等が、 会計監査の執行を補助	記載なし
株式会社×××××× AAA監査法人	× × × × × × × × × × × ×	公認会計士 15名 試験合格者 7名 その他職員 12名	5年 3年 6年

### (2) 【監査報酬の内容等】

#### 【監査公認会計士に対する報酬の内容】

株式会社 ××××××	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務報酬	非監査証明業務報酬	監査証明業務報酬	非監査証明業務報酬
提出会社				
連結子会社				
計				

その他の重要な報酬（ネットワーク）に対する当社グループからの支払い 0,000百万円

#### 【監査報酬の決定方針】

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬について、当社の規模や業務の特性等を勘案して監査日数等を検討した上で、報酬総額を決定しています。  
××××××株式会社

なお、発行体による開示に関して、懇談会は『企業が適正な監査の確保に向けて監査人とどのような取組みをおこなっているか、監査役会等が監査人をどのように評価しているか等について、株主（財務諸表利用者）に対して適切に情報提供することが必要である。こうした観点から、有価証券報告書等における会計監査に関する開示の内容を充実させるべきである。また、例えば、監査人の独立性を評価するにあたっては、当該監査人がその企業の監査に従事してきた期間などは重要な情報であり、こうした情報を有価証券報告書等に記載することを検討すべきである。（（ ）は筆者加筆）』と提言し、開示の一層の充実を期待した。

しかし、最大の問題は、適正な財務諸表の開示という達成目標を同じくして契約した監査法人の会計監査の信頼性に疑念があっては、適正な財務諸表の開示という究極の達成目標は完成しない、ということである。といって、監査主体ではない発行体は、監査法人の会計監査の信頼性に関わる「監査品質の情報」を開示し、財務諸表利用者の判断資料に供することは、もともとできない。さらに考えてみると、そもそも、監査法人の「監査品質」を、発行体が開示すること自体が不可思議なことである。監査法人として、発行体の適正な財務諸表の開示に提携していかに努力し、責任を果たしたかをアピールする、

自らの「監査品質」に関する情報を監査法人が開示すべきである。では、どこで開示するべきか、監査報告書ということになる。

## 3. 監査法人による監査品質情報の発信

### 監査法人としての監査品質に関わる情報

監査法人の会計監査の信頼性に対する信頼感が揺らぐのは、監査法人の監査品質が明らかではないことから生じる。現在でも、監査法人は、会計年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令（公認会計士法施行規則39条）で定めるものを記載した説明書類『業務及び財産の状況に関する説明書類』を作成して、公衆の縦覧に供し、監査法人としてのレピュテーションの維持に努力している。

1. 業務の概況
2. 社員の概況
3. 事務所の概況
4. 監査法人の組織の概況
5. 財産の概況（監査証明添付）
6. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

さらに、会計監査の在り方に関する懇談会は『株主等が監査法人等を適正に評価するためには、監査法人等が、その運営状況等の情報を適切に提供することも必要である。イギリスやオランダでは、監査法人等の運営状況等について株主・投資家等に情報提供するための報告書の公表が求められており、(ガバナンス・)コードにおいて、監査法人のガバナンス情報等についても、当該報告書に盛り込むことが求められている。適正に会計監査が評価されるよう、我が国においても、監査法人がそのガバナンスの状況や会計監査の品質確保のための取組み等について開示・説明することを求めるべきである。( )は筆者加筆』と提言、この提言を受けて、早くも、「監査品質に関する報告書2016 有限責任監査法人トーマツ」をはじめ、各監査法人から、それぞれに工夫された『透明性報告書 Transparency Report』の作成・公表が始まっている。財務諸表利用者にとって、監査品質を知る上での有益な情報源となっていくことと思う。

### 個別監査業務の監査品質に関わる情報

もちろん、監査法人としての監査品質に関わる情報、レピュテーション情報は、財務諸表利用者にとって有益である。しかし、昨今、以下のような残念な事例が、かなりの件数明らかにされている。

#### 【不適切な事例】

- ・ 監査チームは、商品について適切な評価減が実施されないリスクを特別な検討を必要とするリスクとして識別しているが、収益性が低下している可能性のある販売実績が赤字の商品や販売実績がない商品について、被監査会社に対する販売可能性に係る質問において「当該商品は簿価を超える価格で販売可能である」との回答を得たことをもって、棚卸資産の評価に問題なしとし、質問以外の監査手続を実施していない。
- ・ 監査チームは、収益認識については不正リスクが推定されるにもかかわらず、収益認識について不正による重要な虚偽表示リスクを識別しないことについて、合理的な理由を検討していない。
- ・ 被監査会社は、業績不振である子会社株式の評価について、当該子会社の事業計画に基づき概ね5年間で回復可能であると見積った価額が簿価まで達することなく、当該簿価の50%程度であるにもかかわらず、減損の必要はないと判断している。しかしながら、監査チームは、被監査会社の判断の合理性について検討していない。
- ・ 被監査会社は、子会社における固定資産の減損の兆候判定において過年度は赤字が継続していたものの、当期に黒字に転換したことをもって減損の兆候はないとしているが、監査チームは、決算期末直前に招じた受注の急減など、固定資産の減損の兆候判定で求められているその他の事項に関して検討を行っていない。

(出典：「監査事務所検査結果事例集 (平成28年7月公認会計士・監査審査会)」)

不適切な事例が公表され、財務諸表利用者は、監査品質が適切に確保された監査業務の実施結果として、監査意見が表明されているのか不安を覚えても可笑しくはない。自らが関心を持つXYZ株式会社の財務諸表に対する監査の信頼性を信頼できるかどうか、監査品質に関わる情報を要請する声は高まる。

これまでは、財務諸表利用者と監査法人等の間では、監査業務に関する知識や技能に格段の差があり、また監査法人が職業監査人としての役割を遂行する能力を十全に保持し、託された責務と義務を忠実に果すのは当然のことであるから、財務諸表利用者には実施された監査業務の監査品質についての詳細な情報は無用の長物である。財務諸表利用者は黙って、結論として表明された監査意見を信頼して受け入れればよい。

監査意見を、監査報告書で適正/不適正と二者択一的且つ定型的にスッキリした形で表明し、それ以外の記載は財務諸表利用者を徒に迷い困惑させてしまう。このような理解から、簡潔明瞭に定型化され、没個性的な短形式監査報告書が推奨されてきたのであった。私もまたそのように理解してきた。

## 4. 監査報告書による監査品質情報の発信

XYZ株式会社の財務諸表に対する監査業務の「監査品質」に対して財務諸表利用者が疑念を抱くようになると、これを回避するため、XYZ株式会社の財務諸表に対する監査業務の監査品質情報が、XYZ株式会社の財務諸表利用者適切に提供される必要がある。

まず、監査主体である監査法人の立場で、自らのXYZ株式会社の財務諸表に対する監査業務の監査品質を効果的に伝達するために、開示に必要な項目、必要な内容、記述の深度、記述方法、が検討されなければならない。開示の可否を問わずに想定すれば、たとえば、以下のような「監査品質」の判断に関わると思われる情報を、記載内容が没個性的に形骸化することのないように留意し、監査報告書に記載することを求める必要があるのではないか。

構成項目
担当監査人、監査チームの専門的熟練度
監査人としての独立性の精神的・形式的自覚
「Due Care (Skeptisme)」の浸透度
監査現場での監査手続の実施状況
監査現場での監査手続実施の深度
監査チーム構成員の数と資質
監査実施の所要時間
監査費用 (監査報酬)
監査チームに対する事務所としての管理体制

次に、没个性的にして無味乾燥な監査報告書から脱却するために、当該被監査会社つまりXYZ株式会社の財務諸表に対する監査業務を実施する過程における、重要な虚偽表示のリスク領域等の主要ポイントの指摘、監査人としての対応と結果を、個別かつ具体的に記述・説明することによって、XYZ株式会社の財務諸表に対する会計監査の信頼性に対する信頼感が醸成されると思われる。

今回の提言でも、『現在の監査報告書は、財務諸表が適正と認められるか否かの表明以外の監査人の見解の記載は限定的となっている。一方、例えばイギリスでは、会計監査の透明性を高めるため、財務諸表の適正性についての（意見）表明に加え、監査人が着目した虚偽表示リスクなどを監査報告書に記載する制度が導入されている。EUも本年から同様の制度を導入する予定であり、アメリカにおいても、導入に向けた検討が進められている。このような、いわば「監査報告書の透明化」について、株主等に対する情報提供を充実させる観点から、わが国においても検討を進めるべきである。（（ ）は筆者加筆）』とした。

重要な虚偽表示のリスク領域等の主要ポイントの指摘の困難性を以って反論されるかと思われるが、現行の監査業務は、リスク・アプローチにより組織的に実施されている。主要リスク・ポイント（重要な虚偽表示のリスク領域等）を認識し、監査業務で対応しているのだから、それらを個別かつ具体的に記述・説明することは、十分に可能なはずである。

また、この記載は、財務諸表利用者が監査の信頼性の信頼度を判断するのに役立つだけでなく、監査実施過程の透明化により監査法人の監査の実施に緊張を強いることになり、この記載に当たっては発行体とのコミュニケーションが不可欠であるから、時には対立することもあるだろうが、発行体と監査法人の共通目標が財務諸表の適正表示にあることを再確認する格好の機会ともなろう。

## 5. おわりに

確かに、財務諸表をめぐって、発行体と監査法人はあたかも対立関係にあるように見える。しかし、財務諸表の情報としての信頼性を確保し、一般投資家の情報不信により築かれた受信障壁を克服し、発行体の企業価値を正当に評価してもらう、という意味では、発行体と監査法人の目指す達成目標は同じである。発行体と監査法人の目指す達成目標は同じであるが、立場が違うから、監査人には発行体からの独立性の堅持と監査業務執行過程での職業的懐疑心の保持、発行体には監査人に対する誠実な協力義務、が要請されるのである。このことを、強調しなかったのである。公認会計士による財務諸表監査に50年余り関わってきた者として、常日頃、思い描いているところを、一個人として、それを、甘い夢物語と承知の上で、率直に書かせていただいた。

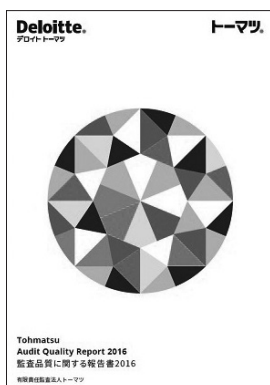
以上

わき た よしかず  
脇田 良一

### 【略歴】

博士（商学）早稲田大学，明治学院大学名誉教授，金融庁／企業会計審議会委員・監査部会長，金融庁／会計監査の在り方に関する懇談会・座長，日本公認会計士協会／監査問題協議会委員。なお、明治学院大学学長，早稲田大学商学学術院教授，金融庁／公認会計士・監査審査会常勤委員，等を歴任。

## Tohmatu Audit Quality Report 2016 ～監査品質に関する報告書2016～ 発行のご案内



有限責任監査法人トーマツを取り巻く状況をあらためて俯瞰し、これまで以上にトーマツの監査品質について、社会に発信し、理解促進に努める必要があると考えています。

そこで、トーマツの目指す高品質な監査とそのための取り組みを中心に取りまとめた「Tohmatu Audit Quality Report 2016～監査品質に関する報告書2016～」を発行しましたので、是非、ご覧ください。

なお、当該Reportは、Webサイトにも掲載しています。

<http://www.deloitte.com/jp/audit-quality2016>



お問合せ先 有限責任監査法人トーマツ 広報 [audit-pr@tohmatu.co.jp](mailto:audit-pr@tohmatu.co.jp)